ⅱ：空港等土木工事に係る客観点数が1,250点以上かつ港湾等鋼構造物工事に係る客観点数が1,100点以上の者であること。

② 異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、鋼製橋脚工（深礎工）、仮設工、構造物撤去・復旧工、調査工を担当する者にあっては、平成９年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記ⅰに示す施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。また、経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員に下記ⅰに示す施工実績を有すること。）を有すると共に、下記ⅱに示す客観点数を有すること。

ⅰ：ア）ϕ5,000㎜以上の深礎工を施工した工事

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⅱ：空港等土木工事に係る客観点数が1,250点以上の者であること。

③ 異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、工場製作工、鋼製橋脚工（深礎工を除く）を担当する者にあっては、平成９年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記ⅰに示す施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。また、経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員に下記ⅰに示す施工実績を有すること。）を有すると共に、下記ⅱに示す客観点数を有すること。

ⅰ：ア）鋼製橋脚の工場製作及び架設を施工した工事

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⅱ：港湾等鋼構造物工事に係る客観点数が1,100点以上の者であること。

⑸ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。

① １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による）

② 単体有資格業者にあっては、１人の者が、平成９年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20%以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

また、経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が下記の施工経験を有していればよい。

ア）深礎工を施工した工事

イ）鋼製橋脚の工場製作又は架設を施工した工事

上記ア）、イ）は別件工事でもよいものとするが、両方の実績を有すること。

なお、当該施工経験が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③ 異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、鋼製橋脚工（深礎工）、仮設工、構造物撤去・復旧工、調査工を担当する者にあっては、１人の者が、平成９年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20%以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

また、経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が下記の施工経験を有していればよい。

ア）深礎工を施工した工事

なお、当該施工経験が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

④ 異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、工場製作工、鋼製橋脚工（深礎工を除く）を担当する者にあっては、１人の者が、平成９年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20%以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

また、経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が下記の施工経験を有していればよい。

ア）鋼製橋脚の工場製作又は架設を施工した工事

なお、当該施工経験が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑤ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑥ 配置予定技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑹ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑺ 競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び、競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑼ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）

⑽ 「企業の高度な技術力［ＶＥ提案等の技術提案］及び［工事全般の施工計画］」が適正であること。

⑾ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３ 総合評価に関する事項

⑴ 落札者の決定方法　入札参加者は「価格」、「企業の高度な技術力［ＶＥ提案等の技術提案］、［工事全般の施工計画］」及び「施工体制」をもって入札に参加し、次の①、②の要件に該当する者のうち、⑵の総合評価の方法によって得られた数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者と